

特別養護老人ホーム岩倉一期一会荘 利用料金表（概算）

（要介護度別にそれぞれのご利用料金目安を記載しております。1日単位、1カ月単位の違いにご留意ください。）

◎ 基本ご利用料金			介護保険利用（原則1割自己負担）				2025/4/1現在	
要介護度		単位	1	2	3	4	5	
1日あたりの 単位数	基本サービス費	単位	589	659	732	802	871	
	日常生活継続支援加算Ⅰ		36					
	夜勤職員配置加算Ⅰ		13					
	看護体制加算Ⅰ		4					
	看護体制加算Ⅱ		8					
	栄養マネジメント強化加算		11					
	精神科医療養指導加算		5					
1か月あたりの 単位数	科学的介護推進体制加算Ⅱ		50					
	生産性向上推進体制加算Ⅱ		10					
	協力医療機関連携加算Ⅰ		50					
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ		10					
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		算定した総単位数の1,000分の140に相当する単位					
1日あたりの 自己負担額	食費		円	1,445（軽減制度があります）				
	おやつ			100				
	居住費	915（軽減制度があります）						
	日用品・教養娯楽費	100						
1か月（30日） あたりの 利用料金目安	第1段階	38,533		40,992	43,556	46,015	48,437	
	第2段階	54,133		56,592	59,156	61,615	64,037	
	第3段階①	61,933		64,392	66,956	69,415	71,837	
	第3段階②	83,233		85,692	88,256	90,715	93,137	
	第4段階（1割負担）	100,333		102,792	105,356	107,815	110,237	
	第4段階（2割負担）	123,866		128,784	133,912	138,830	143,674	
	第4段階（3割負担）	147,399		154,776	162,468	169,845	177,111	

※1単位は10.27円（地域区分6級地）となります。
※初回のみ安全対策体制加算20単位がかかります。また、加算は変更になる可能性があります。

《特定入所者介護サービス費による食費・居住費の軽減制度について》
食費・居住費の負担が、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図る制度です。※段階の認定は世帯全員が市民税非課税である方となります。市町村にて判断されます。

段階	本人・世帯（世帯が分離している配偶者を含む）の 収入・所得の状況	自己負担額（日額）	
		食費	居住費
第1段階	生活保護受給者、老齢年金受給者等	300	0
第2段階	年金収入等80万円以下 預貯金額単身650万円、夫婦1650万円	390	430
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下 預貯金等単身550万円、夫婦1550万円	650	430
第3段階②	年金収入等120万円超 預貯金等単身500万円、夫婦1500万円	1,360	430
第4段階 （非対象）	市町村民税課税世帯	1,445	915

内容	費用
日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者負担が適当と判断する費用をご負担いただきます。	実費
施設内にある喫茶「花林」を利用された際の費用です。	200円/1杯
施設内にある理容設備にて理容サービスを受けられた場合の費用です。パーマ、染髪は別料金となります。	1,000円/1回～
利用される方の預かり金を管理する手数料をご負担いただきます。	1,000円/1カ月